⑿　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　企業評価

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴の①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を付与する。

③　「加算点」の算出方法は、上記⑴の②及び③について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に加算点の最高点を評価点数の最高点（満点）で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点／評価点数の最高点)}

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ　「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者かつ適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工するものとし、工事完成後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに減ずることとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局総務部会計課契約係　城田　弘昭　電話048―740―0328

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を以下の交付期間において電子入札方式により交付する。ただし、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申し込みを行ったうえで、以下の期間、場所にて交付する。

①　交付期間　令和元年９月４日から令和元年９月20日まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については正午までとする。

②　交付場所　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局農村振興部設計課技術審査係　樋口　和幸　電話048―740―0533

③　その他　配付資料は無料である。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　申請書は令和元年９月５日から令和元年９月20日まで、確認資料は令和元年10月17日から令和元年10月23日まで、いずれも行政機関の休日を除く午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については正午までとする。

②　提出場所　上記⑵の②に同じ。

③　提出方法　電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は上記②へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達の記録が残るものに限る）するものとする。

本工事においては、電子入札システムにより申請書の受領後に発行される競争参加資格確認通知書は、申請書の受理通知として取り扱う。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和元年11月15日から令和元年11月25日までの行政機関の休日を除く午前10時から午後５時までとする。

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　入札保証金の納付等に係る書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）ことにより行うものとする。

⑸　入札の日時、場所及び提出方法

①　入札日時　令和元年10月17日から令和元年10月23日までの午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については正午までとする。

②　提出方法　上記①の受付期間内に電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

（紙入札方式による入札の場合）

上記①の受付期間内に上記⑴へ持参により提出する。

③　留意事項　紙入札方式による入札書の提出に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格（受理通知に読み替え）の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

⑹　開札の日時、場所

①　開札日時　令和元年11月26日午前10時

②　開札場所　関東農政局13階入札室

③　留意事項　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状の写しを持参すること。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　関東農政局）。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。